

北海道告示第11254号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出があった次の加入区に係る特定第1号漁業者の規約の設定の同意について、同条第4項の規定により同条第1項に規定する要件に適合するものと認める。

令和5年9月8日

北海道知事 鈴木直道

こんぶをとる漁業  
加入区 稚内